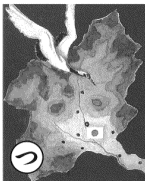


 県紋章		 つる舞う形の群馬県／上毛かるた
--	--	--

令和8年8月12日（水） 第10421号

目次

	ページ
公 告	
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	2
○同	2
○同	2
○同	2
○同	2
○同	2
○同	3
○開発工事の完了（建築課）	3
落 札	
○落札者等の決定（エンターテインメント・コンテンツ課）	3
正 誤	
○令和8年群馬県条例第38号（税務課）	4

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により中村堰土地改良区の定款の変更を令和8年7月31日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により南八幡堰土地改良区の定款の変更を令和8年7月31日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により鐙川土地改良区の定款の変更を令和8年7月31日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により群馬中部土地改良区の定款の変更を令和8年7月31日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により長野堰土地改良区の定款の変更を令和8年7月31日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により吉田土地改良区の定款の変更を令和8年7月31日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により岡崎用水利土地改良区の定款の変更を令和8年7月31日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字萱野字上1143-2、1143-6	太田市藤久良町51番地12 上原彩花、上原楓雅

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年8月12日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 令和8年度群馬県バーチャルプロダクション地域素材開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部エンターテインメント・コンテンツ課
群馬県前橋市大手町1-1-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年6月15日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社角川大映スタジオ 東京都千代田区富士見2-13-3
- 5 随意契約による契約金額 50,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 公募型プロポーザル
- 7 公示をした日 令和8年2月17日
- 8 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

■ 正 誤

○ 条例正誤

令和八年六月十九日（号外第四号）公布群馬県県税条例の一部を改正する条例附則第一条第六号中「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）」は、令和八年七月二十三日金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の公布により「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）」となった。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
